誓約書

国際ロータリー第２７９０地区

　　ガバナー　　　　　梶原　等　　様

　　ガバナーエレクト　小倉　純夫　様

　私たちは、国際ロータリー青少年交換プログラムに参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し、下記のことを順守することを誓約します。

―記―

１．派遣先は、国際ロータリー第２７９０地区（以下地区）の決定に従います。

２．派遣中は、ホスト国の法律、青少年交換プログラムのルールを守り、自国や出身地区並びにスポンサー・ロータリー・クラブの名誉を汚すことのないように、勉学に励み国際理解と親善大使としての努めを果たします。

３．出席を求められたオリエンテーションには必ず参加をします。

４．派遣予定国からの受入保証書（Guarantee Form）が届き、派遣予定国の査証(Visa)を取得するまでは、地区青少年交換プログラムでの身分は派遣候補生徒のままであることを承諾し、且つ派遣先予定地区の事情で派遣できなくなった場合も異議を唱えません。

５．出発前までの間、地区が派遣生徒として不適当と判断し、派遣を取消すことがあっても何ら異議を唱えません。

６．派遣期間中、ホスト地区若しくはホストロータリークラブから帰国命令が出された場合は、派遣期間中であっても速やかに帰国します。（早期帰国措置）

７．出発までの間、または派遣期間中、何らかの理由でホスト・スポンサー地区もしくはホスト・スポンサーロータリークラブから派遣若しくは留学中止の判断が出された場合、その指示・決定に従います。

８．派遣中は、国際ロータリーが提示した内容・補償額を満たした傷害保険に加入し、その手続きを出発前に完了します。(RCOP 41.060.10)

９．渡航に関しての手続きや日程などは、地区の指示・決定に従います。

１０．渡航費用は全額自分で負担します。

１１．派遣期間中、万一事故が起こった場合、加入している保険で全てを処理し、関係ロータリー・クラブ、並びに青少年交換プログラム実行関係諸機関に対し、一切の損害賠償請求は致しません。

１２．ロータリー青少年交換プログラムその他、参加するロータリーの事業及び行事、会合などにおいて撮影された写真や映像を、ロータリー青少年奉仕プログラム活動（募集パンフレット、広報、説明会の資料など）のために対価なく使用されることについて同意します。

１３．帰国後は、直ちに帰国報告を地区に提出し帰国報告会に出席します。

１４．帰国後は、後輩派遣生徒の指導に努めます。（ＲＯＴＥＸ加入）

以上

年月日（西暦）：　　　　　年　　　月　　　日

本人生徒署名

保護者署名

推薦（スポンサー）クラブ名

会長署名　　　　　　　　　　　　　　　会長エレクト署名

幹事署名

担当委員長署名